

2019年5月1日の改元・10連休に係る各種対応のお知らせ

日頃より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、天皇陛下のご退位および皇太子陛下の御即位に伴い、2019年4月27日（土）から5月6日（月）までは10連休となるほか、同年5月1日（水）に改元が行われます。

当組合におきましても、10連休中は休業日となるほか、5月7日（火）に本部・本店が移転するに伴い、当組合ATMも休止させていただきます。

お客様には大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 10連休に伴うお取扱い**(1) 窓口の営業について**

- ・10連休中は当組合の窓口の営業をお休みさせていただきます。
- ・連休前後は窓口が込み合うことが予想されますので、連休前のお早めのお手続きをお願いいたします。

(2) 連休中のATMのご利用について

- ・当組合ATMは休止させていただきます。
- ただし、セブン銀行・ゆうちょ銀行・他の提携金融機関のATMコーナーはご利用いただけます。

(3) 振込のお取扱いについて

- ・連休前後は窓口での振込のお手続きが集中することが予想されますので、振込発信および着金にお時間をいただく場合がございます。また、受付時間によっては当日中に振り込まれない場合がございますので、お振込は連休前のお早めのお手続きをお願い致します。
- ・当組合は連休中であっても、インターネットバンキングでの振込を取扱っておりますが、受取側の金融機関の取扱いにより即時入金されない場合もございます。その場合は、受取側の金融機関にご確認下さい。
- ・インターネットバンキングのご利用可能時間が、一部変更しておりますのでご注意ください。

(4) 税金や公共料金等の口座振替および融資取引に係る返済日について

- ・10連休中に口座振替日が設定されている場合、口座からの引落日は翌営業日（5月7日）扱いとなりますので、予め必要な資金の口座へご入金をお願いします。
- ・融資取引に係る返済日が10連休中に設定されている場合は、当組合との契約内容に従い、翌営業日（5月7日）扱いとなります。

(5) 当組合からの送付物について

- ・連休前後にいただいたお申込みや送付物（キャッシュカードやインターネットバンキングログインパスワードの発行など）については、通常よりもお手続きにお時間を頂戴する場合がございますので、予めご了承下さい。

(6) 10 連休中の緊急連絡先

- ・キャッシュカード・通帳・印鑑紛失時のお問い合わせ先

信組 A T Mセンター

電話：047-498-0151（受付時間：24時間）

- ・インターネットバンキングについてのお問い合わせ先

信用組合愛知商銀 事務部

電話：080-6981-3328（受付時間：9:00～17:00）

※5月3日～5日はご利用いただけません。

2. 改元に伴うご対応

(1) 手形・小切手のお取扱いについて

- ・改元後における「平成」表記の手形小切手のご利用について

「平成」表記の手形・小切手用紙は改元後（2019年5月1日（水）以降）もご利用いただけます。

新元号に訂正する場合は下記の通り「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。
訂正印は不要です。

【例】 そのままご使用いただく場合：平成 31 年 5 月 7 日

新元号へ訂正する場合 ：〇〇(新元号)

平成 1 年 5 月 7 日

※「1年」、「元年」どちらでも可

- ・改元前に改元日以降の支払期日を記入する際の留意点

改元前に手形を振り出す際の支払期日の記載は、支払期日が改元日以降であっても「平成」表記で記載することで問題ありません。

なお、新元号発表から改元までの間〔2019年4月1日（月）～4月30日（火）〕に手形を振り出す際に、改元以降の支払期日を記入する場合は、「平成」表記でも新元号表記に修正いただいてもどちらでも構いません。

- ・元年表記について

手形・小切手の新元号の表示方法は、「(新元号)元年〇月〇日」、「(新元号)1年〇月〇日」のどちらでも差し支えありません。

(2) 各種帳票類に関するお取扱い

お客様にご記入していただく申込書や各種帳票類のうち、一部帳票類については「平成」表記のものがあります。順次、差替作業を進めさせていただきますが、改元後（2019年5月1日以降）も引き続き「平成」表記の帳票を訂正してご利用いただくことがあります。その際、訂正印は原則不要ですが、書類によっては取引印（場合により実印）による訂正をお願いする場合がございますので予めご了承下さい。

以上